



自動車リサイクル法 フロン類回収業の新規・更新登録申請の手引き

平成27年4月1日作成

令和6年3月29日改訂

1 相談・申請窓口について

| 申請者が法人の場合 | |
|------------------------|---------------------------------|
| 本店所在地が仙台市内又は宮城外にある方 | 最も主要な事業所の所在地を管轄する保健所又は支所、廃棄物対策課 |
| 本店所在地が宮城県内（仙台市を除く）にある方 | 最も主要な事業所の所在地を管轄する保健所及び支所 |
| 申請者が個人の場合 | |
| 申請者住所が仙台市内又は宮城県外にある方 | 最も主要な事業所の所在地を管轄する保健所又は支所、廃棄物対策課 |
| 申請者住所が宮城県内（仙台市を除く）にある方 | 最も主要な事業所の所在地を管轄する保健所及び支所 |

- ・ 相談及び申請の際は、事前に窓口へ電話予約をお願いします（連絡先はP5参照）。
- ・ 最も主要な事業所については、各事業所の規模等を考慮し、県内（仙台市を除く）に解体業又は破砕業許可を有する場合、業許可の考え方に準じた事業所（解体等事業所）を、解体業又は破砕業許可を有しない場合は、本店のある事業所を優先的に選定いただくこととなりますが、事前に窓口等で相談願います。また、仙台市内にも事業所を設置する場合は、別途仙台市への登録も必要です。
- ・ 新規で登録申請を行う方は、申請前に次の資料を必ず確認して下さい。

- 「フロン類回収業を行うにあたって」
(https://www.pref.miyagi.jp/documents/12098/276236_2.pdf)
- 「フロン類回収業に係る廃棄物処理基準について」
(https://www.pref.miyagi.jp/documents/12098/96364_2.pdf)

<登録申請から登録通知書交付までの流れ>



- ・ 申請書類は、上記の申請窓口へ直接提出して下さい。
- ・ 申請を行う前に、P3記載の「3 申請にあたっての注意事項」を確認して下さい。
- ・ 新規で登録申請を行う方に対しては、窓口で事業内容等を聞き取る場合があります。
- ・ 登録通知書は、原則として申請書類を受理した窓口で交付します。

2 申請に必要なもの【下記（１）～（３）】

（１）申請書類 … 様式第三（第五十条関係）

（２）下記の添付書類①～④

（県 HP : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/kaisai.html> から取得可能）

| 添付書類 | | 具体例、注意事項等 |
|---|------------------------------------|---|
| ①誓約書（申請者が自動車リサイクル法第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面） | | ・ 要領様式第1を使用してください |
| ②フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証する書類 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入契約書の写し ・ 領収書の写し ・ 納品書の写し ・ 販売証明書の写し 等 <p><所有権を有しない場合> 上記書類に加え、使用権原を有することを証する書類を添付して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借用契約書の写し ・ 使用承諾書の写し 等 |
| ③フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱説明書の写し ・ 仕様書の写し ・ 商品カタログの写し 等 |
| ④申請者に関する書類 | <法人の場合> 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の原本 | ・ 発行日から3ヶ月以内のもの |
| | <個人の場合> 申請者の住民票の写しの原本（本籍地記載のもの） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が未成年である場合は、法定代理人についての左記の書類 ・ 外国人においては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等の記載があるもの ・ 発行日から3ヶ月以内のもの |

（３）申請手数料 … 「宮城県収入証紙 5,000円」（新規・更新とも同額）

3 申請にあたっての注意事項

- ・ 申請書類は、P1 記載の申請窓口へ直接提出して下さい。窓口で記載漏れや添付書類の有無等の簡単な書類審査を行います。
- ・ 申請書の提出部数は正副 2 部です（提出用正本 1 部、申請者控え 1 部）。
- ・ 更新申請は、有効期間満了日の 30 日前から受付可能です。申請書類に不備があった場合、提出当日に受理できないことがありますので、申請は登録有効期間中に余裕を持って行うようにして下さい。

4 登録後の手続（自動車リサイクルシステム関連）

- ・ 登録通知書を受け取った後、実際にフロン類回収業を開始（継続）するためには、別途自動車リサイクルシステムに登録する必要があります（登録申請先は保健所ではありません）。
- ・ 下記のウェブサイト等を確認し、登録手続を速やかに行ってください。新規で登録通知書を受け取った方は、当該システムに新規登録してください。更新を行った方は、当該システムにログインの上更新申請を行ってください。

<参考：自動車リサイクルシステム関連ウェブサイト>

- トップページ (<http://www.jars.gr.jp/>)
- よくあるご質問 1-(2) 自動車リサイクルシステムへの登録
 - ・ なぜ自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要なのですか？
(<http://www.jars.gr.jp/knowledge/faq/post/?id=070009782>)
 - ・ 自動車リサイクルシステムへの事業者登録はどのように行うのですか？
(<http://www.jars.gr.jp/knowledge/faq/post/?id=070021802>)
- 自動車リサイクル業務を新しく担当される方へ
(<http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg0160.html>)

運営主体：公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
一般社団法人 自動車再資源化協力機構

5 誓約書において誓約する事項について

- ・ フロン類回収業の登録申請、更新の登録申請及び変更届出時に提出する誓約書は、以下の事項に該当していないことを自認するものです。
- ・ 以下の事項に該当している場合は、引取業を行うことができません。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 自動車リサイクル法（以下「法」という。）、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが法第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から5までのいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち上記の1から5までのいずれかに該当する者があるもの

6 宮城県自動車リサイクル法行政関係機関一覧

| 機関名 | 住所 | 電話番号 | 管轄地域 |
|---------------------------|---|------------------|---------------------------------------|
| 仙南保健所 環境廃棄物班 | 〒989-1243 大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内) | 0224- 53-3118 | 白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町 |
| 塩釜保健所 環境廃棄物班 | 〒985-0003 塩釜市北浜 4-8-15 | 022- 363-5506 | 塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村 |
| 塩釜保健所岩沼支所 環境廃棄物班 | 〒989-2432 岩沼市中央 3-1-18 | 0223- 22-6295 | 名取市、岩沼市、亶理町、山元町 |
| 大崎保健所 環境廃棄物班 | 〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎内) | 0229- 87-8002 | 大崎市、栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町 |
| 石巻保健所 環境廃棄物班 | 〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎内) | 0225- 95-1418 | 石巻市、登米市、東松島市、女川町 |
| 気仙沼保健所 環境廃棄物班 | 〒988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3 | 0226- 22-5127 | 気仙沼市、南三陸町 |
| 宮城県環境生活部 廃棄物対策課 施設班 | 〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1 | 022- 211-2648 | 仙台市内又は県外に ・住所のある個人 ・本店所在地がある法人 |

【仙台市内に事業所がある方】

- ・仙台市内又は宮城県内に本店がある法人又は住所がある個人事業者は、事業所の所在地を管轄する保健所及び支所ではなく、原則として廃棄物対策課が申請窓口となりますのでご注意ください。
- ・仙台市内に事業所がある場合は、仙台市にも登録が必要ですのでご注意ください。

○仙台市環境局廃棄物事業部 事業ごみ減量課 電話番号 022-214-8356